

令和 5 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 6 月 5 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 2〕

① 件 名
株式会社カーブスジャパンとの健康づくりの推進に係る包括連携協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 株式会社カーブスジャパンは、「正しい運動習慣を広げることを通じて、お客様と私達自身の豊かな人生と、社会の問題の解決を実現します。」との使命に基づき、同社の有する資源等を活用し、自治体と連携し、介護予防や健康寿命の延伸に向けた取組を行っている。 先般、同社より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。</p> <p>【目的】 同社との協議が調ったことから、包括連携協定を締結し、緊密な連携と協力のもと、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 3 月 株式会社カーブスジャパンから包括連携協定の締結について申出 5 月 連携事項に係る同社及び関係課との協議</p>
⑤ 主な内容
<p>1 連携事項</p> <p>(1) 健康づくりイベントの実施に関する事 (2) 市民に対する健康啓発活動に関する事 (3) 健康に関する相談窓口、講座の案内に関する事 (4) 特定健診やがん検診等の受診勧奨に関する事 (5) 市が実施する健康施策への協力に関する事 (6) その他目的を達成するために必要な事業の推進に関する事</p> <p>2 協定締結期間 協定締結の日から 1 年間（1 年ごとに自動更新）とする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 協定締結により、市民の健康増進や地域の一層の活性化及び市民サービスの向上と相互の発展が図られる。 具体的な取組としては、各種イベントにおける健康ブース等の設置、同社所属の健康運動アドバイザーによる講演、同社のネットワークを活用した啓発チラシの配布等の取組を実施する。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内市町村では、当市が初めての締結となる。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 5 年 7 月 包括連携協定締結式
⑨ その他